| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 白虎楼<br>応天門 | 木造、建築面積九六・九八平方メートル、二階建、下層小楼四基付、本瓦葺<br>木造、建築面積一三二・二〇平方メートル、二階二重門、入母屋造、本瓦葺<br>附・龍尾壇石積　一所<br>石造、延長一二三・二メートル、木製高欄付、石段四所を含む<br>・彩色図面　二二枚 | | | |
| 河本家住宅<br>（鳥取県東伯郡琴浦町） | 五棟 | | | |
| 主屋 | 居室部及び客間部からなる<br>居室部　桁行一七・一メートル、梁間一五・〇メートル、寄棟造、茅葺・桟瓦葺及び鉄板葺<br>客間部　桁行一〇・九メートル、梁間七・五メートル、切妻造、桟瓦葺 | | | |
| 離れ | 桁行一〇・九メートル、梁間六・四メートル、切妻造、東面附属屋附属、桟瓦葺 | | | |
| 味噌蔵及び米蔵 | 土蔵造、桁行一二・二メートル、梁間四・一メートル、一部二階建、切妻造、西面庇付、桟瓦葺 | | | |
| 新蔵 | 土蔵造、桁行六・〇メートル、梁間四・七メートル、二階建、切妻造、東面庇付、桟瓦葺 | | | |
| 土蔵 | 土蔵造、桁行八・二メートル、梁間四・四メートル、二階建、切妻造、東面庇付、桟瓦葺 | | | |
| | 附・門及び納屋　一棟<br>門　桁行六・七メートル、梁間二・二メートル、切妻造、桟瓦葺、納屋　桁行一四・一メートル、梁間四・八メートル、二階建、切妻造、桟瓦葺<br>・米蔵　一棟<br>土蔵造、桁行一二・九メートル、梁間五・一メートル、二階建、切妻造、南面庇付、桟瓦葺<br>・大工小屋　一棟<br>桁行一二・九メートル、梁間五・九メートル、二階建、切妻造、桟瓦葺<br>・家相図　一枚<br>嘉永七年 | | | |
| | 宅地、畑及び池沼　六、三二五・四七平方メートル<br>往還ノ下屋敷三八七番、三八九番、三九二番、三九二番三、三九三番、三九四番、三九五番、三九六番<br>右の地域内の横門、塀、水路を含む | | | |
| 清水寺本堂 | 一棟 | 河本雅通 | 鳥取県東伯郡琴浦町箆津三九三 | 鳥取県東伯郡琴浦町箆津三九三 |
| | 桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、本瓦葺、南面下屋附属、桟瓦葺<br>附・石碑　一基<br>寛文八年<br>・厨子　一基<br>一間厨子、入母屋造、木瓦葺 | 清水寺 | 長崎県長崎市鍛冶屋町 | 長崎県長崎市鍛冶屋町 |

**○文部科学省告示第百七十一号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定する。

平成二十二年十二月二十四日

文部科学大臣　髙木　義明